要　　望　　書

さいたま市議会議長　土橋貞夫　様

さいたま市北区東大成町2-60-4

吉田一郎

要望項目

　さいたま市における虚偽の公文書や不適正な事務処理等について、さいたま市議会として地方自治法第100条を適用し、徹底的な調査を行うことを求めます。

記

　さる10月４日、本市南部建設事務所道路維持課補修係主任である田崎潤容疑者が、官製談合防止法違反と虚偽有印公文書作成・同行使の疑いで県警捜査２課と浦和西署によって逮捕された。

　今回の逮捕の容疑は、平成22年３月に市が発注した南区の荒川彩湖公園に大型遊具を新設する工事に関してだが、それとは別に、田崎潤容疑者は南部建設事務所道路維持課へ移動した後の平成25年３月28日に、翌日の検査を前にして自らのfacebook で、「時間がなくてでっち上げた書類もありますが」などという書き込みを行っていたことが明らかになった（添付資料参照）。

　さいたま市議会では、平成24年10月23日の本会議において、平成23年度の施設修繕業務及び委託業務の不適正な事務処理等の調査に関して地方自治法第100条を適用して調査を行うことが決定された。

　当時、市議会議員であった私は、平成24年度の施設修繕業務についても不適切な分割発注が行われていることや、市民団体への補助金交付について公文書を偽造して事業完了を確認したかのように偽っていること等を指摘し、同日の本会議で調査対象を平成24年度や平成22年度以前にも広げることや、施設修繕業務以外にも拡大することを提案したが、今回の事態を受けて、さいたま市議会として改めて調査範囲の拡大、とりわけ平成24年度についても地方自治法第100条を適用した調査を行うよう重ねて要望いたします。

以上